

会議結果報告書

- 1 定例会
- 2 開会日時 令和5年4月25日(火) 午後1時23分
- 3 閉会日時 令和5年4月25日(火) 午後2時23分
- 4 出席者 教育長
教育委員 4人 計5人
- 5 議決件数 15件
- 6 議決の状況
原案可決 4件 承認 11件
一部修正可決 0件 同意 0件
継続審議 0件
- 7 議事録 別添のとおり

教育委員会定例会議事録

- 1 会議年月日 令和5年4月25日(火)
- 2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長 新田 憲章
委員 上之園 公子
委員 神原 謙治
委員 松本 真奈美
委員 玉井 節夫

計 5人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

- ・4月13日(木) 第1回広島県市町教育長会議
- ・4月17日(月) 総務文教委員会

【学校教育課関係】

- ・4月10日(月) 小学校中学校入学式
- ・令和5年度学校別児童・生徒数等について
- ・5月9日(火) 教職員研究大会
- ・府中町生徒指導上の諸課題の状況について
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について

【社会教育課関係】

- ・公民館開講式について

日程第3 報告第1号 代理行為の承認について「府中町立小中学校職員服務規程及び職員の出勤簿の処理規程の一部を改正する訓令の制定について」

日程第4 報告第2号 代理行為の承認について「合同訓令の廃止について」

日程第5 報告第3号 代理行為の承認について「合同訓令の一部改正について」

日程第6 報告第4号 代理行為の承認について「府中町教育委員会公印規程の一部改正について」

日程第7 報告第5号 代理行為の承認について「府中町教育委員会文書取扱規程の一部改正について」

日程第8 報告第6号 代理行為の承認について「学校医等の委嘱について」

- 日程第 9 報告第 7 号 代理行為の承認について「府中町学校運営協議会委員の任命の解除及び委嘱の解除について」
- 日程第 10 報告第 8 号 代理行為の承認について「府中町教育支援委員会委員の任免について」
- 日程第 11 報告第 9 号 代理行為の承認について「府中町スポーツ推進委員の委嘱の解除について」
- 日程第 12 報告第 10 号 代理行為の承認について「府中町いじめ問題等調査委員会の設置について」
- 日程第 13 報告第 11 号 代理行為の承認について「府中町いじめ問題等調査委員会委員の委嘱について」
- 日程第 14 第 1 号議案 府中町学校運営協議会委員の任命及び委嘱について
- 日程第 15 第 2 号議案 府中町社会教育委員の任命及び委嘱について
- 日程第 16 第 3 号議案 府中町公民館運営審議会委員の任命及び委嘱について
- 日程第 17 第 4 号議案 府中町文化財保護審議会委員の委嘱について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	榎並 隆浩	教育総務課長	藤永 政己
学校教育課長	立花 淑子	社会教育課長	竹林 邦彦
社会教育課主幹	小路 和司	教育総務課課長補佐兼総務係長	谷口 司

6 議事の内容

(開会 午後 1 時 23 分)

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第 18 条第 3 項の規定により、私と上之園委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。日程第 2、教育長報告を議題といたします。教育長報告 8 件です。会議等 2 件です。1 件目は、4 月 13 日木曜日に広島県市町教育長会議が県庁講堂で開催されました。会議では、県教育長から令和 5 年度広島県教育委員会の主要施策概要を

もとに説明があり、その後、各担当課長等から具体的な説明がありました。本日は、県教育委員会主要施策概要を資料として配布させていただいております。2件目は、4月17日月曜日に、総務文教委員会が開催されました。教育長報告として、卒業式・入学式について、小中学校の運動会について、令和5年度県費教職員の人事異動についての3件を報告しました。また、学校教育に関する事務調査として令和5年度児童生徒数について報告しました。

次に、学校教育関係5件です。1件目は、4月10日月曜日、午前中に中学校2校の入学式、午後小学校5校の入学式を挙げていただきました。今年度は、来賓に町長及び町長代理、町議会議員を来賓として参加いただきました。委員の皆様にもご参加いただきましたので、後程、ご感想などをお聞かせいただければと思います。2件目は、総務文教委員会でも報告しました「令和5年度児童生徒数について」、3件目は、5月9日火曜日開催予定の「教職員研究大会」について、4件目は、「生徒指導上の諸課題の状況について」、5件目は、「学校における新型コロナウイルス感染症にかかる状況について」です。これら4件合わせて、学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。令和5年度児童・生徒数について、説明します。資料「令和5年度学校別児童・生徒数等一覧」をご覧ください。令和5年4月6日現在ですが、小学校は、新1年生が532名入学し、合計で、3,208名となりました。昨年の学校基本調査の基準日である5月1日と比較すると80名の増となっています。同様に、中学校は、新1年生が404名入学し、合計で1,192名となりました。同様に、基準日である5月1日と比較すると15名の増となっています。小中学校の児童生徒数の合計は、4,400名となります。前年度比で95名の増となりました。増となった主な要因として、府中小学校区の大須2丁目にあるザ・府中レジデンスや、中央小学校区の大通1丁目にあるアルファステイツ府中大通といったマンションからの新1年生の入学が考えられます。児童生徒数については、以上です。

続いて、教職員研究大会について、お知らせします。本日配布しております令和5年度府中町教職員研究大会実施要項をご覧ください。本研究大会は、21世紀をたくましく生きる府中町の子どもたちの育成に向けて、教職員としての力量を高めるとともに、教育水準の高揚を図ることを目的に、毎年1回、府中町小中学校の全教職員を対象に開催しております。このたびは、5月9日火曜日にオンラインで実施いたします。本研究大会の第1部では、児童生徒の自尊感情を高め、児童生徒が自ら学ぶ学級づくりについて府中小学校に実践発表していただきます。また、第2部では、人材育成コンサルタント、アンガーマネジメントコンサルタントなど様々な立場で研修を進めております株式会社キャリアレイズ代表取締役濱本ひとみ氏に、「より良い関係性を育むコミュニケーションの在り方」と題し、信頼関係を構築する円滑なコミュニケーションの在り方などについて講演していただく予定としております。委員の皆様もご都合がございましたら、是非ご参加いただければと思います。教職員研究大会についての説明は、以上です。

続いて、「生徒指導上の諸課題の状況について」説明します。資料「府中町生徒指導上の諸課題の状況令和4年度」をご覧ください。まず、暴力行為の発生件数です。右側の令和4年の欄を見ますと、小学校で36件、中学校は8件です。昨年度と比べ、小学校は3倍に増加し、中学校も0件から8件に増加しました。教師の指導に対して腹を立て暴言やひっかく等の暴力をふるった対教師暴力、悪口を言われたことに腹を立て暴力で返した生徒間暴力、机に穴をあける、投げた石が車に当たり傷がついた等の器物損壊といった事案がありました。次に、いじめの認知件数です。小学校で14件、中学校で9件です。昨年度と比べ、小学校は同数、中学校は約2倍に増加しました。避けられる、悪口を言われる、小突かれる、いやなことをされ、やめてといってもやめない、不適切な動画を送るなどの事案がありました。また、小学校では、同級生から暴力を受けたことにより不登校になった2件を重大事態と認めています。次に、特別な指導の件数です。小学校で153件、中学校で65件です。昨年度に比べ、小学校中学校とも約1.5倍に増加しました。小学校では、暴力行為、いじめ、怠学、万引き、金品持ち出し、携帯

電話に関するもの、校則違反等に対する指導等を行っております。また、中学校では、暴力行為のほか、喫煙や不良交友、テストでの不正に対する指導等を行っております。次に、不登校人数についてです。小学校で61人、中学校で60人です。昨年度と比べ、小中学校ともに約1.5倍に増加しました。小学校は61人のうち、18人が昨年度も不登校の児童です。中学校は60人のうち、26人が昨年度も不登校でした。適応指導教室たんぽぽの部屋には、30名が在籍しました。また、広島県教育委員会が設けたスクールSには、6名が在籍しました。どのケースでも、ケース会議を持ち、主に担当する教員を担任だけでなく、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーにもつなげ、保護者との関係を切らさないよう連携を続けています。最後に、不登校児童生徒の割合についてです。小学校は1.95で、中学校は5.10となっています。昨年度に比べ、小学校で0.62ポイント増加し、中学校で1.78ポイント増加しました。令和4年10月27日に文部科学省が公表した令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、子供たちは学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、子供たちの行動等にも大きな影響を与えていること、不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性があること、子供たちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたりすることなどが言われています。そのため、周囲の大人が子供たちのSOSを受け止め、組織的対応を行い、外部の関係機関等につなげて対処していくことが重要であるとも言われています。本町においても、学校が子供にとって魅力ある場となるよう、個に応じた指導の充実や子供や保護者が悩みや不安を気軽に相談できる教育相談体制の充実などに引き続き、取り組んでいきたいと考えております。生徒指導上の諸課題の状況について以上です。

学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について報告します。本日お配りしました別紙資料「学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について」をご覧ください。表に示すとおり、町立小中学校の3月の感染者数は、小学校が5名、中学校が4名で計9名となっており、令和4年度の感染者数は、小学校が1,266名、中学校が460名で合計1,726名でした。4月は24日までの感染者数ですが、小学校が13名、中学校が4名で計17名でした。また、学級閉鎖については、ありませんでした。委員の皆様もご存じのとおり、来月5月8日には、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられます。今後も、国からの通知に基づき、円滑に学校活動が行えるよう、感染対策なども適切に行いたいと思います。説明は以上です。

教育長

続いて、社会教育関係1件で、公民館の開講式についてです。4月15日土曜日に府中南公民館、4月22日土曜日に府中公民館の開講式が開催されました。詳細については社会教育課長が報告します。

社会教育課長

社会教育課長です。教育長報告、府中公民館、府中南公民館の開講式について説明します。府中公民館は、令和5年4月22日土曜日午後1時30分から府中公民館大ホールにて実施いたしました。参加人数は130人でした。開講式の講演として、叙情詩人の平塩清種さんに「美しい日本の言葉と漢字の由来」というタイトルにて、講演をいただき、参加者からは、言葉の大切さを改めて知った、一つ一つの言葉にある意味を人生に繋ぎ、改めて知ることができた、というお声をいただきました。府中南公民館は、令和5年4月15日土曜日午前10時から府中南公民館ホールにて実施いたしました。参加人数は160人でした。開講式の講演として、広島経済大学名誉教授の上田みどりさんの「人生100歳時代に自分らしく生きる」というタイトルにて、長い人生で学び続けることの大切さについて講演いただき、参加者からは、自分らしく生きていくためには何が一番必要かなどを考えるきっかけになった、というお声をいただきました。共に多数の活動者、利用者に参加をいただきました。説明は以上です。

教育長

会議等について、何かご質問等ございませんか。

(な し)

教育長

学校教育関係について、何かご質問等ございませんか。それでは、入学式のご感想等ありましたら、発表いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

松本委員

私は、緑ヶ丘中学校と中央小学校に行かせていただきましたが、緑ヶ丘中学校では、式典らしく新しい気持ちで出発するという形の雰囲気すごく感じました。先輩にあたる生徒さんが、普通、原稿など書いたものを読んでのお祝いの言葉を言うと思うんですけど、何も見ずに自分の言葉で。中央小もすごくかわいかったです。先生の大事な話が終わるまで足をプラプラさせないでねって言って。ハイって。みんながんばっていました。そういう姿を見てすごくかわいいなと思いつつ、がんばっているなと感じたのと、君が代を歌うんですけど、そこで歌ったんですよね、子供たちが。声に出して。それもびっくりしました。きっと幼稚園とか保育園で、事前に一生懸命、式典ではこうするんだと練習してきたのかなと思うと感動的な感じでした。中央小では先生方はみんなマスクを外しましょうということで、私も外しての参加となりました。少しずつ変わってきているなというのを感じました。以上です。

教育長

ありがとうございます。他にございますか。

神原委員

私は、府中中学校と東小学校の入学式に参加させていただきましたんですけれども、教育長が言われたように来賓の方も出席されて、少しずつですが、コロナ禍前の状況に戻つつあるなど、盛大とまでは言いませんが、ブラスバンドの演奏があったりだとか、保護者の方も多く参加されていて、少しずつですけども、コロナ前の日常が戻ってきていると実感して、生徒さんたちがより盛大な入学式を迎えつつあるというのは、喜ばしく感じました。

玉井委員

緑ヶ丘中学校と府中北小学校に行かせてもらったんですけども、中学校の方は、生演奏というか、良いですね、入場のときから、あの演奏から式が始まったんだというのが、式が最初から最後までできるのがやっぱり良いなと思いました。6クラスあったと思うんですけど、落ち着いていて礼儀も正しくて、在校生の話も全く見なくて、僕なんか見ながらこう、それでも詰まったりするんですけど。ほんとに上手な感じで一年生も一生懸命聞いていました。それから府中北小学校は新校長先生だったんですけど、校長先生が一番緊張されていました。でも、先生方がきちんと自分の仕事をされていて一年生がうまく動かないときは、他の先生が補助されていたり、ずいぶんみんなでこの入学式を盛り上げていこうというのが、感じられました。

教育長

社会教育関係について、何かご質問等ございませんか。

(な し)

教育長

続いて、委員の皆様から、ご意見などありましたらお願いします。

(な し)

教育長

ないようでございます。では次に参ります。日程第3、報告第1号、代理行為の承認について、府中町立小中学校職員服務規程及び職員の出勤簿の処理規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

報告第1号、令和5年4月25日、代理行為の承認について、府中町立小中学校職員服務規程及び職員の出勤簿の処理規程の一部を改正する訓令の制定について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めます。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。報告第1号、代理行為の承認について説明いたします。府中町立小中学校職員服務規程及び職員の出勤簿の処理規程の一部を改正する訓令について、教育委員会会議を開催する暇がなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。資料を2枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する規程の整備を行うものです。改正事項の概要は、職員の定年を引き上げることに伴い、規程中の再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に変更するものです。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(な し)

教育長

ないようでございます。よって日程第3、報告第1号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第3、報告第1号についてはそのように決めます。

教育長

では、次に参ります。日程第4、報告第2号、代理行為の承認について、合同訓令の廃止についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

報告第2号、令和5年4月25日、代理行為の承認について、合同訓令の廃止について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めます。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。報告第2号「代理行為の承認について」説明いたします。合同訓

令の廃止について、令和5年3月28日付けで府中町長から府中町教育委員会へ協議がありました。教育委員会会議を開催する暇がなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理し、同意する旨の回答を令和5年3月30日付けで行いましたので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求めるものです。内容につきましては、府中町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、上級の公務員を定める必要がなくなったため、廃止するものです。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第4、報告第2号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第4、報告第2号についてはそのように決めます。

教育長

では、次に参ります。日程第5、報告第3号、代理行為の承認について、合同訓令の一部改正についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

報告第3号、令和5年4月25日、代理行為の承認について、合同訓令の一部改正について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めます。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。報告第3号、代理行為の承認について説明いたします。合同訓令の一部改正について、令和5年3月28日付けで府中町長から府中町教育委員会へ協議がありました。教育委員会会議を開催する暇がなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理し、同意する旨の回答を令和5年3月30日付けで行いましたので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求めます。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町職員希望降任制度規程及び府中町職員人事評価実施規程の引用部分を変更するものです。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第5、報告第3号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第5、報告第3号についてはそのように決します。

教育長

では、次に参ります。日程第6、報告第4号、代理行為の承認について、府中町教育委員会公印規程の一部改正についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

報告第4号、令和5年4月25日、代理行為の承認について、府中町教育委員会公印規程の一部改正について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めます。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。報告第4号、代理行為の承認について説明いたします。府中町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、教育委員会会議を開催する暇がなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理しましたので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求めます。内容につきましては、本年4月1日より文書管理システムを稼働するにあたり、府中町教育委員会公印規程の整備を行うものです。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第6、報告第4号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第6、報告第4号についてはそのように決します。

教育長

では、次に参ります。日程第7、報告第5号、代理行為の承認について、府中町教育委員会文書取扱規程の一部改正についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

報告第5号、令和5年4月25日、代理行為の承認について、府中町教育委員会文書取扱規程の一部改正について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めます。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。報告第5号「代理行為の承認について」説明いたします。府中町教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について、教育委員会会議を開催する暇がなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理しました

ので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求めるものです。内容につきましては、本年4月1日より文書管理システムを稼働するにあたり、準用している府中町文書取扱規定の一部改正に伴い、規程の整備を行うものです。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第7、報告第5号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第7、報告第5号についてはそのように決めます。

教育長

では、次に参ります。日程第8、報告第6号、代理行為の承認について、学校医等の委嘱についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

報告第6号、令和5年4月25日、代理行為の承認について、学校医等の委嘱について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。報告第6号、学校医等の委嘱について説明します。令和5年度の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてご説明いたします。府中町立学校医等名簿をご覧ください。委嘱期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日です。学校ごとに、左から、学校医主任、保健管理医、学校医の内科、耳鼻科、眼科、外科、学校歯科医、学校薬剤師となっております。また、アンダーラインが引いてある医師は、他校と併任をいただいている医師です。では、前年度から変更のあった医師について、説明させていただきます。まず、府中南小学校です。学校医の耳鼻科ですが、マツダ病院の勝部泰彰医師から同じくマツダ病院の清原敬一郎医師へ変更になります。つぎに、府中北小学校です。学校医の耳鼻科ですが、白根耳鼻咽喉科の白根誠医師からむかいなだ耳鼻咽喉科アレルギー科の高原大輔医師へ変更になります。最後に府中緑ヶ丘中学校です。学校医の耳鼻科ですが、北小学校と同じく、白根耳鼻咽喉科の白根誠医師からむかいなだ耳鼻咽喉科アレルギー科の高原大輔医師へ変更になります。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第8、報告第6号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第8、報告第6号についてはそのように決めます。

教育長

では、次に参ります。日程第9、報告第7号、代理行為の承認について、府中町学校運営協議会委員の任命の解除及び委嘱の解除についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

報告第7号、令和5年4月25日、代理行為の承認について、府中町学校運営協議会委員の任命の解除及び委嘱の解除について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めます。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。報告第7号、府中町学校運営協議会委員の任命の解除及び委嘱の解除について説明します。府中町学校運営協議会は、学校の運営及びその運営に必要な支援に関する協議等を行う機関で、保護者、地域住民等が一体となって学校の運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組む機関です。府中町学校運営協議会規則第4条第3項で「委員の定数はおおむね15名程度とし、校長と協議の上、教育委員会が定める。」となっております、第4項で「委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を委嘱し、又は任命するものとする。」となっておりますので、この度、人事異動に伴い、学校運営協議会委員の任命の解除及び委嘱の解除を行うものです。任期は、令和4年5月1日から令和6年3月31日までのおよそ2年となっております。では、委員のうち3月31日付けで任命・委嘱の解除のあったものを紹介させていただきます。まずは、任命の解除です。府中小学校は、竹下校長、府中南小学校は、安倍主幹教諭、府中東小学校は、里本教頭、湯浅総括事務長、府中北小学校は、黒山校長、府中中学校は、児玉生徒指導主事、府中緑ヶ丘中学校は、戸田府中南公民館長、川西教頭が解除となります。

続いて、委嘱の解除です。府中小学校は、神原PTA会長、新田安田小学校長、府中南小学校は、河村PTA役員、府中中央小学校は、阿慈谷PTA会長、府中北小学校は、本川町内会長、府中中学校は、鳥田PTA会長、府中緑ヶ丘中学校は、菊地PTA会長、清木PTA本部役員が解除となります。説明は、以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第9、報告第7号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第9、報告第7号についてはそのように決めます。

教育長

では、次に参ります。日程第10、報告第8号、代理行為の承認について、府中町教育支援委員会委員の任免についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

報告第8号、令和5年4月25日、代理行為の承認について、府中町教育支援委員会委員の任免について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めます。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。報告第8号、府中町教育支援委員会委員の任免について説明します。府中町教育支援委員会は、児童生徒及び幼児のうち、障害により教育上特別な配慮を要するものに対し、その就学についての的確に診断を行うための委員会です。府中町教育支援委員会規則第3条に基づき、令和4年9月1日～令和5年8月31日までの任期中で、教育委員会が、教育支援委員会の顧問の委嘱及び委員の任命をしていましたが、令和5年3月31日及び令和5年4月1日の人事異動に伴い、5名の委員の任命の解除と、5名の委員の任命をすることとなりました。まず、本年3月31日付けで委員の任命の解除される方を紹介します。府中小学校、校長、竹下比登美氏、府中北小学校、校長、黒山寛司氏、府中小学校、教諭、山本直孝氏、福祉保健部福祉課長、長西弘子氏、福祉保健部子育て支援課長、金本智巳氏の5名が委員の任命の解除となります。次に、本年4月1日付けで新たに委員に任命される方を紹介いたします。府中小学校、校長、青木真智子氏、府中北小学校、校長、宮里洋司氏、府中小学校、教諭、住廣祐司氏、福祉保健部福祉課長、箱田進一氏、福祉保健部子育て支援課長、塩月久美子氏の5名が委員に任命されました。任期については、いずれも前任者の残任期間である令和5年8月31日までとなります。説明は、以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第10、報告第8号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第10、報告第8号についてはそのように決めます。

教育長

では、次に参ります。日程第11、報告第9号、代理行為の承認について、府中町スポーツ推進委員の委嘱の解除についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

報告第9号、令和5年4月25日、代理行為の承認について、府中町スポーツ推進委員の委嘱の解除について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、社会教育課長が行います。

社会教育課長

社会教育課長です。報告第9号、府中町スポーツ推進委員の委嘱の解除についてご説明させていただきます。スポーツ推進委員は、スポーツ推進法第32条に基づき、地域スポーツの推進のためにスポーツの普及や指導助言を行うこととして、府中町スポーツ推進委員の関する規則を定め教育委員会が委嘱するとなっています。任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までです。このうち、梶本啓子委員から、ご家庭の事情があり、委員の活動が難しいということから、令和5年3月31日の日をもって委員を辞職したい旨の申し出があり、令和5年3月31日付で委員の委嘱の解除を行うものです。なお、後任の委員は現在選定中でございます。説明は、以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第11、報告第9号については、原案のとおり承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第11、報告第9号についてはそのように決めます。

教育長

では、次に参ります。日程第12、報告第10号、代理行為の承認について、府中町いじめ問題等調査委員会の設置についてと日程第13、報告第11号、代理行為の承認について「府中町いじめ問題等調査委員会委員の委嘱について」については、関連しておりますので、一括して議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

報告第10号、令和5年4月25日、代理行為の承認について、府中町いじめ問題等調査委員会の設置について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。続いて、報告第11号、令和5年4月25日、代理行為の承認について、府中町いじめ問題等調査委員会委員の委嘱について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。報告第10号、府中町いじめ問題等調査委員会の設置について及び報告第11号、府中町いじめ問題等調査委員会委員の委嘱について、一括してご説明いたします。まず、報告第10号、府中町いじめ問題等調査委員会の設置についてですが、委員の皆様には、以前、府中中央小学校において、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する不登校重大事態が発生したことは報告させていただきました。この事

案について、事実関係を明確にするための調査及び審議を行うため、府中町いじめ問題等調査委員会設置規則に基づき、本調査委員会を設置するものです。委員会名は、府中町いじめ問題等調査委員会です。期間は、令和5年3月24日から調査結果報告の日までです。続いて、報告第11号、府中町いじめ問題等調査委員会委員の委嘱についてですが、府中町いじめ問題等調査委員会設置規則第3条において、「調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。」また、「委員は、いじめ問題に関する経験と見識を有する者であって、学識経験者、弁護士、医師、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。」となっております。なお、調査組織については、公平性・中立性が確保されるよう、各職能団体から委員のご推薦をいただいております。委員に委嘱を予定している方でございますが、府中町いじめ問題等調査委員会名簿のとおりでございます。学識経験者として吉備国際大学の藤井和郎氏、広島弁護士会から縮景園法律事務所の京野垂日氏、広島県医師会から広島県医師会の天野純子氏、広島県臨床心理士会からカウンセリングルーム心奏の高見千加子氏の4名です。委員の任命期間は、令和5年4月1日から当該依頼にかかる結果を報告した日までの期間としております。説明は、以上です。

教育長

まずは、日程第12、報告第10号について、何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第12、報告第10号については、原案のとおり承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第12、報告第10号についてはそのように決めます。

教育長

続きまして、日程第13、報告第11号について、何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第13、報告第11号については、原案のとおり承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第13、報告第11号についてはそのように決めます。

教育長

では、次に参ります。日程第14、第1号議案、府中町学校運営協議会委員の任命及び委嘱についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

第1号議案、令和5年4月25日、府中町学校運営協議会委員の任命及び委嘱について、府中町学校運営協議会委員の任命及び委嘱について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。

第1号議案「府中町学校運営協議会委員の任命及び委嘱について」説明します。

先ほど報告第7号では3月31日付けの府中町学校運営協議会委員の任命の解除及び委嘱の解除を報告させていただきましたが、4月の人事異動等に伴い、委員の任命・委嘱する者について紹介させていただきます。まずは、任命です。府中小学校は、青木真知子校長、府中南小学校は、下田綾子主幹教諭、府中東小学校は、安倍正香教頭、白水貴総括事務長、府中北小学校は、宮里洋司校長、府中中学校は、竹本真也生徒指導主事、府中緑ヶ丘中学校は、金光一隆府中南公民館長となります。

続いて、委嘱です。府中小学校は、畠山由也PTA会長、奥典道前廿日市市教育長、府中南小学校は、江田勝大PTA会長、府中中央小学校は、濱田将志PTA会長、府中北小学校は、漆原清町内会長、府中中学校は、新谷浩之PTA会長、府中緑ヶ丘中学校は、河村香代子PTA会長、松岡大地PTA副会長となります。

なお、発令年月日は、本日、令和5年4月25日を予定しています。説明は、以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第14、第1号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第14、第1号議案についてはそのように決めます。

教育長

では、次に参ります。日程第15、第2号議案、府中町社会教育委員の任命及び委嘱についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

第2号議案、令和5年4月25日、府中町社会教育委員の任命及び委嘱について、府中町社会教育委員の任命及び委嘱について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、社会教育課長が行います。

社会教育課長

社会教育課長です。第2号議案 府中町社会教育委員の任命及び委嘱についてご説明させていただきます。社会教育委員は、府中町社会教育委員条例において「府中町に府中町社会教育委員15人を置く。」となっており、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。」、また、委員の任期は2年とされています。なお、任期の始期についてこれまで年度始めの4月1日としておりましたが、任命及び委嘱事務に時間を要す

ることから、このたびから5月1日からすることとし、任期は令和5年5月1日から令和7年4月30日までの2年間で予定しております。委員のうち変更のあった7名のみ説明させていただきます。学校教育の関係者として、府中北小学校長の宮里洋司氏。社会教育の関係者として、府中町国際交流婦人会から選出された小柴浩美氏、府中町南部町内会連合会から選出された上原貢氏、府中町北部町内会連合会から選出された古室雅義氏、府中町民生委員児童委員協議会連合会から選出された久光千登勢氏、府中町老人クラブ連合会から選出された小笠原胖氏、府中町学校PTA連絡協議会から選出された岡村昌彦氏です。説明については以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第15、第2号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第15、第2号議案についてはそのように決めます。

教育長

では、次に参ります。日程第16、第3号議案、府中町公民館運営審議会委員の任命及び委嘱についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

第3号議案、令和5年4月25日、府中町公民館運営審議会委員の任命及び委嘱について、府中町公民館運営審議会委員の任命及び委嘱について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、社会教育課長が行います。

社会教育課長

社会教育課長です。府中町公民館運営審議会委員の任命及び委嘱について説明をさせていただきます。公民館運営審議会委員は、府中町立公民館の設置及び管理条例において「委員の定数を10人とする。」とあり、社会教育委員と同じく、「審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。」とあります。また、委員の任期は2年とされています。なお、任期の始期について、府中町社会教育委員と同様に、これまで年度始めの4月1日としておりましたが、任命及び委嘱事務に時間を要することから、このたびから5月1日からすることとし、任期は令和5年5月1日から令和7年4月30日までの2年間で予定しております。委員のうち変更のあった3名のみ説明させていただきます。学校教育の関係者、町内の小学校長として、府中東小学校長の梅田敬司氏。社会教育の関係者として、府中町婦人会から選出された大西弘子氏。府中町北部町内会連合会から選出された山本登一氏です。説明については以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第16、第3号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第16、第3号議案についてはそのように決めます。

教育長

では、次に参ります。日程第17、第4号議案、府中町文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

第4号議案、令和5年4月25日、府中町文化財保護審議会委員の委嘱について、府中町文化財保護審議会委員の委嘱について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、社会教育課主幹が行います。

社会教育課主幹

社会教育課主幹です。議案第4号、府中町文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明します。文化財保護審議会委員は、府中町文化財保護条例において「審議会は、委員8人以内をもって組織する。」となっており、「委員は、(1)学識経験者、(2)文化財に関し識見の高い者から教育委員会が委嘱する。」また、委員の任期は2年とされています。なお、任期の始期について、府中町社会教育委員などと同様に、これまで年度始めの4月1日としておりましたが、委嘱事務に時間を要することから、このたびから5月1日からすることとし、任期は令和5年5月1日から令和7年4月30日までの2年間で予定しております。委員のうち変更のあった1名のみをご説明させていただきます。動物学の学識経験者として、元熊野町立熊野第二小学校長の栗原築波さんです。説明については以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第17、第4号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第17、第4号議案についてはそのように決めます。以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後2時23分)